

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会  
第 725 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 725 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 8 年 1 月 22 日  
大府市農業委員会  
会長 久野 一弘

## 大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 8 年 1 月 22 日（木） 午後 3 時 10 分～午後 3 時 40 分
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野	一弘
副会長	12 番	鈴木	広子
委 員	1 番	久野	恵子
	2 番	深谷	英一
	3 番	鈴置	省悟
	4 番	浅田	昭茂
	5 番	服部	啓子
	6 番	大威	千里
	7 番	竹内	修造
	8 番	加古	俊治
	9 番	本田	貴士
	10 番	小島	春男
	11 番	成田	正彦

（農地利用最適化推進委員）

委 員	14 番	稲葉	きみ子
	15 番	大嶋	英二
	16 番	神谷	登
	17 番	鈴木	千代子
	18 番	竹内	敬三
	19 番	富田	勇治

- ・農業委員会事務局

事務局長	深谷	一紀
事務局主査	下谷	敏信（会議書記）
”	花田	佳明（会議書記）

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程 (第 725 回)

令和 8 年 1 月 22 日

日程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 4 条制限解除について	
4	報告 3	農地法第 5 条の規定による届出について	
5	報告 4	農地改良届出について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	農用地利用集積等促進計画の公告について (機構・ 受け手間契約)	
11	議案 4	農用地利用集積等促進計画の公告について (一括契 約)	
12	議案 5	青年等就農計画の意見聴収について (青年等就農計 画)	

事務局長 ただ今から第 725 回大府市農業委員会総会を開催いたします。  
大府市農業委員会会議規則に基づき、以降の議事の進行は久野会長に  
お願いいたします。

議 長 ただ今から第 725 回 大府市農業委員会 総会を開会します。  
総会の定足数について、事務局から報告をお願いします。

事 務 局 本日の総会の定足数についてご報告します。  
農業委員におかれましては、本日、13 名全員にご出席をいただいておりますので、本総会が開会できることをご報告いたします。農地利用最適化  
推進委員におかれましては、6 名全員に出席をいただいております。  
また、本委員会は原則公開するものとしておりますが、本日の傍聴者は  
ございません。報告は以上です。

議 長 本日の議事日程につきましては、日程表のとおり進めて参ります。  
本総会の「会期」につきましては、本日 1 日といたします。

それでは議事に入ります。

始めに、日程第 1 「会議書記の指名について」、本日の会議書記には、農  
業委員会事務局の 下谷敏信氏 と 花田佳明氏 を指名します。これにご異  
議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 次に、日程第 2、報告第 1 号『農地法 第 4 条の規定による届出につい  
て』から、日程第 7、報告第 6 号『農地法第 18 条 第 6 項の規定による通  
知について』までを一括で上程します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務局長の深谷です。私から日程第 2 報告第 1 号『農地法第 4 条の規定  
による届出について』から、日程第 7、報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項  
の規定による通知について』までをご説明いたします。

始めに、議案書 1 ページをご覧ください。報告第 1 号『農地法第 4 条の  
規定による届出について』ご説明いたします。

市街化区域内において、土地所有者自らが農地を農地以外のものに転用  
するための届出です。

1 件の届出があり、転用目的は住宅用地への転用です。

報告第 1 号の届出については、事務局長専決で届出者に受理通知書を送付  
済です。

次に、議案書 2 ページをご覧ください。報告第 2 号『農地法第 4 条制限  
除外について』ご説明いたします。

農地転用の制限の例外として、自らの農地で、200 ㎡未満の農業用施設な  
どを整備することに対し届出を必要とするものです。

1 件の届出があり、自己所有地に 135 ㎡の農業用倉庫を整備するもので  
ございます。

報告第 2 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に受理通知書  
を送付済です。

次に、議案書 3 ページをご覧ください。報告第 3 号『農地法第 5 条の規定による届出について』をご説明いたします。

市街化区域内の農地で、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うものの届出となります。

議案書は 3 ページから 4 ページの 5 件の届出がありました。

権利としては、申請番号 1 番が使用貸借で、ほか 4 件は所有権移転です。

転用目的は、申請番号 1 番と 4 番が共同住宅として、申請番号 2 番、3 番、5 番は住宅です。

報告第 3 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に受理通知書を送付済です。

次に、議案書 5 ページをご覧ください。報告第 4 号『農地改良届出について』をご説明いたします。

農地の埋立て・嵩上げなどの農地改良を行う場合に届け出るものです。4 件の届出を受理しております。

届出地は連続した土地で、現在の低地をかさ上げし、一団で効率的な耕作ができるよう畔をなくした埋め立て造成を行うものです。工事期間は令和 8 年 1 月 5 日から 4 月 5 日です。

報告第 4 号の届出につきましては、事務局長専決で届出者に受理通知書を送付済です。

次に、議案書 6 ページをご覧ください。報告第 5 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続等による権利移動）について』をご説明いたします。

農地を相続によって所有権移転した届出について、6 ページから 10 ページの 9 件の届出がありました。いずれの届出も所有権移転ができたことを事務局で確認しました。

次に、議案書 11 ページをご覧ください。報告第 6 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明いたします。

農地の貸借契約に係る合意解約を農業委員会に通知するもので、議案書 11 ページから 16 ページまでの 11 件の通知を受理いたしました。

それぞれ貸付人と借受人との双方で合意解約が成立しているものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの報告第 1 号から報告第 6 号までの事務局の説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 説明のありました報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。

次に、日程第 8、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』の 1 件を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書 17 ページをご覧ください。議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

農地を農地のまま権利の設定又は移転を行うもので、その案件について本委員会では審議し、許可をするものとなります。

17 ページから 18 ページの 1 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区委員には現地確認をいただいたところでございます。申請内容について簡単に説明いたします。

申請事由としては、現在の土地所有者で耕作者である渡し人が、農業法人を設立し耕作をするに当たり、その農地を受人の法人に使用貸借をするものです。

申請について内容を確認し、本申請は許可することに問題なしと判断できます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次に担当地区委員から意見をいただきたいと思えます。申請番号 1 番の案件について、担当委員どうぞ。

担当委員 申請番号 1 番の譲受人は、所有農地の耕作状況、及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 議案第 1 号を採決します。本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第 9、議案第 2 号『農地法 第 5 条の規定による 許可申請について』の 1 件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 19 ページをご覧ください。議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請について』をご説明いたします。

市街化調整区域内の農地において、権利の設定又は移転を伴う農地転用を行うもので、愛知県知事の許可を要するものです。本委員会では審議し、意見を付して愛知県に申請書を提出するものです。

19 ページの 1 件の申請があり、過日の地区協議会において、担当地区の委員に現地確認をしていただいたところでございます。

申請番号 1 番で賃貸借権の設定となります。

受け人が事業拡大に伴い駐車場を整備するための転用となります。

申請書類に基づき、農地区分、転用理由、排水機能などについて事務局にて確認し、農地転用の許可基準との照合、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に 担当地区委員より 意見をいただきたいと思えます。申請番号 1 番の件について担当地区委員どうぞ。

担当委員 申請地は、土地造成は盛土をしますがコンクリートブロック積みをし小堰堤を施し隣地に土砂が流出しないよう対処します。雨水は、敷地内で集水し既設の水路へ接続するため周囲に影響を及ぼさないの、特に問題はありません。

議長 そのほかに、ご意見などございませんか。

(「なし」の声)

議長 特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 機構・受け手間 契約』の1件を上程します。

本議案に関し、\*\*\*\*委員が議事参与の制限に該当します。\*\*委員におかれましては、一旦退室をお願いします。

(委員退室)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書20ページをご覧ください。議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について 機構・受け手間契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、利用権が設定されている農地で耕作者が変更となることに対し、貸借権が移転することを告示するもので、内容の変更についてご審議いただくものです。大府市長から本委員会に対し意見聴収の依頼があったものです。

申請番号6996番の1件で、これまでは前借人によって耕作をされていますが、令和8月3月1日以降、受人に貸借権が移転され、継続して耕作されていくこととなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいまの事務局から説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議長 特にないようですので、議案第3号を採決します。本議案について意見なしで回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成ですので、議案第3号は、委員会の意見なしで大府市に回答することに決定します。

\*\*委員は入室してください。

(委員入室)

議長 次に、日程第11、議案第4号『農用地利用集積等 促進計画の公告について 一括契約』を上程します。

本議案に関し、26ページの申請番号7549番は\*\*\*\*委員が議事参与の制限に該当しますので、後ほど退出をお願いします。

議 長 事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書 21 ページをご覧ください。議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告について 一括契約」をご説明いたします。

本議案に関しましては、「農用地利用集積等促進計画」に基づき利用権を設定するものです。

議案書 21 ページの申請番号 7540 番から 29 ページの 7555 番までの 16 件です。3 月 1 日開始の申請案件となっております。

いずれの借り手も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしています。契約期間、作物名、賃借料等については、議案書に記載のとおりです。

なお、今回の議案のうち申請番号 7540 番から 28 ページの 7554 番までが地域計画の目標地図の区域内にあるのもので、大府市長から本委員会に対し意見聴取の依頼があったものです。

また、29 ページの申請番号 7555 番につきましては、目標地図の区域外にあるもので、農業委員会から農業振興基金へ利用権設定を直接要請するものとなっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 始めに、議事参与の制限に該当する申請番号 7549 番から審議します。\*  
\*\*\*委員におかれましては、退室をお願いします。

(委員退室)

議 長 申請番号 7549 番について、事務局からの説明にご質問、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に無いようですので、議案第 4 号のうち申請番号 7549 番についてを採決します。

原案のとおりで、意見なしと決定することに、賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号のうち申請番号 7549 番については、原案のとおり、大府市に意見なしで、回答することといたします。  
\*\*委員は入室してください。

(委員入室)

議 長 次に、議案第 4 号 申請番号 7549 番以外についてを採決します。  
本議案について意見なしで回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議 長 全員賛成ですので、議案第 4 号は、委員会の意見なしで大府市に回答するとともに、農業振興基金へ利用権設定を要請ことに決定します。

次に、日程第 12、議案第 5 号『青年等就農計画の意見聴取について』を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書 30 ページをご覧ください。議案第 5 号「大府市青年等就農計画の意見聴収について 青年等就農計画」をご説明いたします。別冊資料「青年等就農計画の意見聴収について（依頼）」をご覧ください。

18 歳以上 50 歳未満の方で、認定新規就農者として新たに農業経営を行うに当たり、就農計画の認定を受けるもので、計画の認定にあたり大府市長から本委員会に対し意見が求められているものです。

別冊資料 1 ページをご覧ください。申請者は 37 歳の新規就農予定者です。市内で 13 a の農地でイチゴ栽培の計画となっております。

2 ページをご覧ください。いちご狩りと加工品製造・販売を行うこととなっております。また、インターネットによる販売も計画をしています。

13 a の農地には 4 棟のハウスを建てる計画です。

5 ページをご覧ください。耕作者は同品種の研修を受講していました。

なお、総会前の全員協議会において委員からご意見のありました、1 ページの農業経営の規模に関する目標のうち、経営面積合計及び借入地についてですが、賃借している面積は 23 a であるため、13 a を 23 a に修正することを委員会の意見として付することとしたいと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等はございませんか。

（「なし」の声）

議長 特にないようですので、議案第 5 号を採決します。  
本議案について、「一部修正すること」を意見として付して回答することに賛成の方は挙手願います。

「全員挙手」

議長 全員賛成ですので、議案第 5 号は、委員会の意見を付して大府市に回答することに決定します。

以上で全すべての審議が終了いたしました。

これを持ちまして、第 725 回大府市農業委員会総会を閉会します。

※議事参与に該当する委員については個人情報保護の観点から名称を省略しています。

以上